



寄稿

2024年度政府予算と地方財政の動向

公益財団法人地方自治総合研究所副所長 飛田 博史

自治体報告

「我がまちはこんなことをしています」

TASU (高岡まちなかスタートアップ 支援施設) について

高岡市商業雇用課

報告

戦後農政の転換と 富山県農業・農村のゆくえ(4) 最終回

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事長

富山大学名誉教授 酒井 富夫

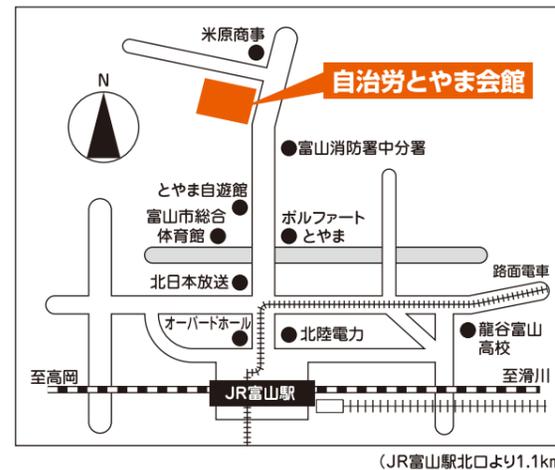
部会報告

小矢部市・地域おこし協力隊制度を活用した 「農業担い手」育成の取り組み

—「行政・協力隊・営農組織」トライアングルの挑戦—

自治研センター農林部会

公益社団法人 富山県地方自治研究センター



会議室のご案内

●3階大会議室	定員180人	学校式
●301号室	定員 75人	学校式
●302号室	定員 72人	学校式
●303号室	定員 16人	口の字
●304号室	定員 26人	口の字
●305号室	定員 22人	口の字
●306号室	定員 30人	学校式
●308号室(和室)	定員 18人	座卓

交通のご案内

徒歩 / JR富山駅北口より15分
地鉄バス / 興人団地行き双葉町下車
駐車場 / 80台収容(無料)

一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号

TEL(076)441-2200(代)

FAX(076)441-1155(代)

<http://jt-kaikan.org/>





公益社団法人富山県地方自治研究センター理事
富山市議会議員

村石 篤

元日の能登半島地震における避難所開設について

〈視点〉

富山市議会2024年3月定例会における我が会派、立憲民主市民の会の代表質問のうち、元日の能登半島地震に関する部分を紹介し、巻頭言とさせていただきます。

富山市の「避難所運営マニュアル」(以下、マニュアルという)の「はじめに」では、「富山県が作成した『避難所運営マニュアル策定指針』を踏まえつつ、先進都市の事例を参考とし、行政と住民のみならず避難所をスムーズに運営するために必要と思われることをまとめたものです」とある。

マニュアルにおける避難所の開設責任者の業務としては、「市指定避難所開設の責任者は、原則として避難所管理者(市職員)、避難所従事職員(市職員)とし、避難所管理者、避難所従事職員が不在で緊急の場合は、施設管理者(学校長、施設長)が代行する」としている。

能登半島地震の発生時、呉羽地域の避難所の鍵が開いた時間については、早い避難所は午後4時30分で、遅い避難所は午後6時であったことから、1時間30分の差があったことになる。鍵開きの早かった避難所は、学校開放で体育館の鍵を管理している地区の方が、開けたと聞いている。

マニュアルにおける市指定避難所の開設は、「避難所管理者、避難所従事職員と施設管理者が協力して行う」としている。

そこで、マニュアルと能登半島地震における状況との乖離について

問う。

まず、避難所状況報告書「初期期用」で開設日時の項目があるが、今回の地震において最も早く開設した時刻と最も遅かった時刻の差についてどう考えるのか。

マニュアルでは、避難所運営管理チームの地区センター班は、施設管理者・避難所管理者・避難所従事職員となっている。そして、避難所従事職員(地区センター班要員)の活動として、受け入れスペースを確認、避難者名簿の整理、避難者の受け入れ、食料・物資等の要請とある。

元日という特殊性はあったものの、能登半島地震時の、富山市職員である避難所管理者及び避難所従事職員の参集状況はどうだったのか。呉羽地域の避難所では、2か所に命と健康を守るための飲料水、食料(ビスケット・非常食パン)、毛布等が備蓄されていた。能登半島地震では、1か所には午後10時40分頃、1か所には午後12時頃に搬送されたと聞いている。また、2か所には備蓄品が搬送されなかったと聞いている。呉羽中学校へは、呉羽小学校の備蓄品を、避難所従事職員が搬送したと聞いている。

マニュアルでは、避難所への最低限の生活支援として、水・食料及び物資を提供することとなっているが、食料・物資等が必要なだけ搬送されたのか問う。

視点

元日の能登半島地震における避難所開設について

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事
富山市議会議員

村石 篤

2

寄稿

2024年度政府予算と地方財政の動向

公益財団法人地方自治総合研究所副所長 飛田 博史

4

自治体報告

「我がまちはこんなことをしています」

TASU(高岡まちなかスタートアップ支援施設)について

高岡市商業雇用課

14

報告

戦後農政の転換と富山県農業・農村のゆくえ(4) 最終回

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事長
富山大学名誉教授

酒井 富夫

18

部会報告

小矢部市・地域おこし協力隊制度を活用した

「農業担い手」育成の取り組み

「行政・協力隊・営農組織」トライアングルの挑戦―

自治研センター農林部会

22

2024年度 政府予算と地方財政の動向



公益財団法人
地方自治総合研究所
副所長
飛田 博史さん

はじめに

2023年12月22日に2024年度政府予算案（3月2日に衆議院通過）、2024年2月6日には地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）がそれぞれ閣議決定された。岸田内閣が昨年に決定した総合経済対策における物価高対策、政権の目玉策であることも、子育て政策などを反映した予算案は、政府方針である歳出構造の平時への回帰とは裏腹に、実質的な規模では高水準を維持しており、さらに、1月1日に発生した能登半島地震を受

けて、予備費を5,000億円追加して総額1兆円として対策に備えた。

地方財政計画についても子ども・子育て政策や物価高対策などを踏まえ、過去最大の規模となった。とりわけ子ども・子育て政策関連では地方単独事業の拡充や地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）の算定における新項目の創設など、財源保障をめぐる新たな展開が注目される。

1 政府予算の動向

(1) 2023年度補正予算―3年連続で交付税の増額補

正、給与改定等への対応
2023年11月29日に一般会計総額13.2兆円に上る補正予算が成立した。歳出では物価高対策（2.7兆円）、賃上げや地方の成長（1.3兆円）、国内投資の促進（3.4兆円）など、実質的に2024年度予算を先取りする内容が目立った。一方、歳入は総額の7割近くを公債金（8.9兆円）および新型コロナウイルス感染症対応の予備費の使途変更（2兆円）などに依存している。交付税については、2022年度および2023年度の国税決算が各年度の当初見込みを上回ったことから8,584億円の増額補正となった^{注1}。また、2023年度の地財計画で交付税特会借入金償還に充てる予定だった3,000億円を繰り延べたことにより、総額で1兆1,584億円の一般財源を確保した。このうち交付税の再算定により年度内に追加交付する額は5,741億円、同年度の地財対策の見直しで1,000億円、2024年度の地財対策への繰り越し分4,843億円として、それを

注1 交付税の法定率は国税の当初見込みに基づくため、国税決算の段階で見込みを大きく上回った場合、補正予算において相当額の交付税財源が追加される。

資料1-1 令和6年度予算フレーム（概要）

（単位：億円）

歳出	5年度予算（当初）	6年度予算	増減
一般歳出	727,317	672,764	▲54,554
社会保障関係費	368,687	377,193	+8,506
社会保障関係費以外 ^{注3}	308,630	285,571	▲23,060
物価・賃上げ促進予備費 ^{注4}	50,000	10,000	▲40,000
地方交付税交付金等	163,992	177,863	+13,871
国債費	252,503	270,090	+17,587
計	1,143,812	1,120,717	▲23,095
歳入	5年度予算（当初）	6年度予算	増減
税金	694,400	696,080	+1,680
その他収入	93,182	75,147	▲18,035
公債金	356,230	349,490	▲6,740
4条公債（建設公債）	65,580	65,790	+210
特例公債（赤字公債）	290,650	283,700	▲6,950
計	1,143,812	1,120,717	▲23,095

注1 5年度予算は、6年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。
注2 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
注3 5年度予算（当初）の計数には、防衛力強化資金繰入33,806億円を含む。
注4 「物価・賃上げ促進予備費」は、「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の略称。なお5年度予算（当初）の計数は、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」及び「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」の合計額。
注5 税金には印紙収入を含む。
注6 6年度予算の公債依存度は、31.2%。

ぞれ活用された。

再算定分については、3,000億円が地方交付税の代替財源として過去に発行された臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）の2024年度、2025年度償還分の財源、残りは年度内の交付税の追加分として交付された。前者については基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）に年度限りの費目である「臨時財政対策債償還基金費」を通じて、後者については同じく年度限りの費目である「臨時経済対策費」^{注2}を通じて、調整戻し^{注3}と合わせて2,436億円が交付された。このほか特別交付税でも305億円（うち災害等対応分150億円）が追加交付された。臨時経済対策費は国の補正予算にともなう地方負担および2023年度の地方公務員の給与改定（人事委員会勧告を踏まえた週及改定分）の財源として活用することが想定

されており、2023年度の地財計画に予備的に計上されている追加財政需要分4,200億円と合わせて財源が確保された。

(2) 2024年度当初予算案―平時モードに戻らない予算規模

資料1-1は2024年度政府予算のフレームである。一般会計規模が112兆5,717億円（能登半島地震復旧・復興のため2024年1月6日に5,000億円増額）と新型コロナウイルス対策から平時へと移行する方針を踏まえ、当初ベースでは12年ぶりに前年度を下回った。

その概要をみると、社会保障関係経費、交付税、国債費が増加する一方で、社会保障関係経費外、物価・賃上げ促進予備費が大幅に下回ったこと

注2 詳しくは拙稿「自治総研」2024年2月号を参照されたい。
注3 調整戻しとは地財計画で決定した交付税総額と各自治体の交付税算定結果の総額を突き合わせるために、全国一律で割落とした分を各自治体に再交付することである。

資料1-2 主要経費別内訳

(単位：億円)

	5年度予算 (当初)	6年度予算	増減額	増減率	備考
一般歳出	727,317	672,764	▲54,554	▲7.5%	
社会保障関係費	368,687	377,193	+8,506	+2.3%	
文教及び科学振興費	54,158	54,716	+558	+1.0%	人事院勧告の反映等による義務教育費国庫負担金の増等
うち科学技術振興費	13,942	14,092	+150	+1.1%	
恩給関係費	970	771	▲198	▲20.5%	
防衛関係費	101,686	79,172	▲22,514	▲22.1%	
下記繰入除く	67,880	79,172	+11,292	+16.6%	
防衛力強化資金繰入	33,806	-	▲33,806	-	
公共事業関係費	60,801	60,828	+26	+0.0%	
経済協力費	5,114	5,041	▲73	▲1.4%	民間資金等を活用した効果的事業や緊急人道支援等に重点化。R5補正の政府ODA3,284億円とあわせて事業量を十分に確保
(参考) ODA	5,709	5,650	▲60	▲1.0%	
中小企業対策費	1,704	1,693	▲11	▲0.6%	貸出動向等を踏まえた信用保証制度関連予算の減等
エネルギー対策費	8,540	8,329	▲210	▲2.5%	エネルギー特会の剰余金などの増加を踏まえた繰入の減
食糧安定供給関係費	12,654	12,618	▲36	▲0.3%	米政策の見直しを踏まえた減
その他の事項経費	58,004	57,402	▲602	▲1.0%	
予備費	5,000	5,000	-	-	
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	40,000	10,000	▲30,000	▲75.0%	
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	10,000	-	▲10,000	-	
地方交付税交付金等	163,992	177,863	+13,871	+8.5%	
国債費	252,503	270,090	+17,587	+7.0%	
合計	1,143,812	1,120,717	▲23,095	▲2.0%	

(注1) 5年度予算は、6年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。
 (注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
 (注3) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金などを除いたもの。
 (資料) 財務省「令和6年度予算政府案」より抜粋

により総額を抑制した。国債費は長期金利の上昇傾向を織り込んだことにより、年度比で1.7兆円(前年度比7.0%以下)カッコンは伸び率と大幅に伸び、いよいよ「金利のある世界」に入った。これに対し、減要因となっている物価・賃上げ促進予備費はコロナ対策やウクライナ・ロシア紛争にともなう経済対策として一時的に拡大したものを平時モードに戻した上で、既述のように能登半島地震対応として5,000億円を加算したものである。予算規模が前年度を下回ったのは主に予備費の見直しによるものであり、実質的な歳出は高止まりの状況が続いている。

資料1-2で歳出の内訳を見ると社会保障関係費が前年度を8,506億円上回る37兆7,193億円(2.3%)で、高年齢にともなう増加分を抑制しつつ、いよいよ未来戦略に基

づく児童手当の拡充、保育士の配置基準改善や処遇改善等を盛り込んだ。文教および科学振興費は5兆4,716億円(1.0%)と義務教育標準法の改定にともなう35人学級の段階的導入や人事院勧告を踏まえた教職員の昇給、多子世帯等への大学の授業料無償化等を盛り込み、前年度を上回った。防衛関係費は7兆9,172億円(▲22.1%)と大幅に減少しているが、防衛力強化資金繰入を終了したことによるもので、これを除く防衛費は大幅に増加している。同資金繰入は新たな防衛力整備計画に基づき2027年度までに防衛費予算を430兆円程度まで拡大する財源の一部を税外収入などにより繰り入れるもので、目標金額に達したことから2024年度に終了した。

そのほか、引き続きデジタル田園都市国家構想の予算を確保し、GX(グリーン・トランスフォーメーション)投資の支援なども盛り込まれ、全般に岸田政権の目玉政策が網羅される姿となった。歳入では税収が69兆6,068億円と前年度を1,680億円上回った。所得税の定額減税が大きなマイナス要因となったものの、法人税等の増収見通しによりかろうじて減収を回避した。公債金についても34兆9,490億円と特例公債の発行を抑制し前年度を6,740億円下回ったが、依然として多額の国債依存の歳入構造は改善していない。2023年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」では、新型コロナウイルスが5類に移行したことともない歳出構造を「平時に戻していく」と明記されているが、平時モードの着地点がどこにあるのか見通せない。しかも、事実上20

注4 このたびの能登半島地震で犠牲になられた方々には心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された方々におかれてはお見舞い申し上げます。一日も早く日常を取り戻されることを願って止みません。

島の一部地域では未だに断水が解消せず、人々は不自由な生活を強いられている。

地域経済へのマイナスの影響も大きく、政府の試算によれば石川、富山、新潟の3県で1兆円〜2.6兆円に上るとされ、最も影響が大きい石川県が0.9兆円〜1.3兆円、富山県でも0.1兆円〜0.5兆円と推計されており、生活を支える経済基盤も脆弱化している。

政府は翌日の2日に、総理を本部長とする非常災害対策本部を設置し、被災自治体の要請を待たずに物資支援を行うプッシュ型支援を開始した。5日には物資支援強化を目的に2023年度予備費より47億4,000万円の支出を明らかにしたが、野党やマスコミからは被災状況と照らして小額過ぎるという批判が出た。岸田内閣としては物資支援の初動対応というつもりだったのだろうが、甚大な被害が目を

追って明らかになるなかで、現場との温度差を印象づける出来事となった。

1月25日には本格的な復旧・復興へ向けた「令和6年能登半島地震被災者の生活と新しい支援のためのパッケージ」が同本部で取りまとめられ、2023年度、2024年度の予備費を活用し1,553億円の支出が決定した。支援策は3本柱からなり、「生活の再建」では応急仮設住宅の確保、倒壊家屋の解体・撤去の支援金支給、高齢者等の見守り、低所得者への物価対策10万円支給の対象者拡大など、「生業の再建」では各種中小・小規模事業者への支援、観光振興として1泊当たり最大2万円を補助する北陸応援割の実施など、「災害復旧等」では各種ライフラインの迅速な復旧のための全国からの技術者等の派遣、災害復旧補助率引き上げの前倒し、自治体に代わり国が主

体となって復旧を行う権限代行などの支援が盛り込まれた。

被災自治体に対する災害関連法の適用状況については1月1日に4県の47市町村に災害救助法、11日には激甚災害法のうち対象地域を限定しない本激が適用され、これらにより自治体による災害救助および復旧事業への国庫補助事業の適用や補助率の引き上げが講じられる。また、同じく11日には特定非常災害特別措置法に基づく特定非常災害の指定により、被災者の運転免許の更新などの法令上の手続き履行義務の期限が延長される。このほか、石川県や富山県などでは被災者生活再建支援法に基づき家屋が中規模半壊以上の被災世帯に対し、最大300万円が支給されるが、能登半島地域の6市町については特例としてさらに300万円の支給が決定された。災害関連法の適用や国、自

治体による復旧復興事業の取組などが着実に進んでいると見受けられるが、依然として能登半島を中心にライフラインの復旧は未達で、1万人以上の被災者が避難生活を余儀なくされている。今後、時間軸のなかで「復興」というイメージが先行し、被災者が取り残されることのないように息の長い支援が求められる。

なお、富山県の復旧復興事業については、2023年度第一次補正予算および第二次補正予算で専決処分を含め対応しており、主な内容は第一に公共インフラの災害復旧として約130億円、第二に生業の再建として、なりわい再建支援事業約46億円、震災対策特別融資約40億円など、第三に被災者生活の再建として、国の被災者生活再建支援制度の対象外の被災者への独自給付約1億円、生活福祉資金の特例貸付約2億円など、第四に防

2 2024年度の地方財政計画の概況

(1) 規模―過去最大を更新

地財計画の規模は93兆6,388億円(1.7%)、一般財源総額は65兆6,980億円(1.0%)、交付団体ベースの一般財源総額は62兆7,180億円(0.9%)といずれも3年連続で前年度を上回り過去最高水準となった。一般財源総額は2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」、いわゆる骨太方針に明記された「一般財源総額実質同水準ルール^{注5)}」を踏まえつつ、子育て対策等の充実にともない増額が図られた。なお、2024年度は同ルールの最終年度であるため、今年

の骨太方針の書きぶりが注

目される。交付税総額は18兆6,671億円(1.7%)と6年連続で前年度を上回り、前年度と同じ高い伸び率となった。一方で臨財債の発行額は4,544億円(▲54.3%)と半減しており、借入を極力抑制し交付税による財源保障が主体となった。

で実質的な財源不足は縮小していた。これを踏まえて全体の推移をみると2014年度以降は縮小傾向が続いており、2024年度はその延長線上にある。

(2) 財源不足と地財対策―3年連続で縮小

地財計画上の財源不足は1兆8,132億円(▲8.9%)と3年連続で減少し、1990年代初頭以降では最小額となった。この結果、財源不足を国と地方で折半して負担するいわゆる折半ルール^{注6)}も3年連続で適用せずに財源を確保した。ただし、交付税特別会計借入償還や交付税原資の国税減額補正などの控除要因があるため、実質的な財源不足は見た目より大きい。

地方交付税の財源は国税5

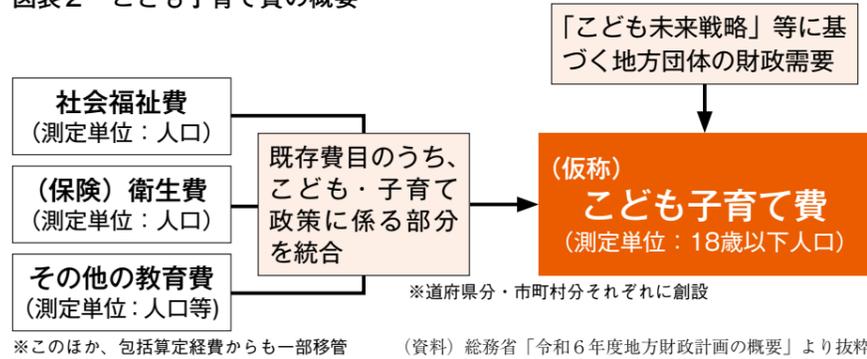
税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)の一定割合(法定率分)であり、このうち所得税については定額減税にともない減収したが、法定率分全体では相殺されたため、これに対する財源対策は講じられなかった。しかし、法定率分は「地方固有の財源」と見なされており、本来であれば減収補てんがされるべきである。

図表1は2014年度以降の財源不足額(折れ線グラフ)と主な地財対策(棒グラフ)の状況を表したものである。財源不足額の推移をみると10兆円台となったのが2014年度と2021年度である。2014年度は2008年秋のリーマンショック後の地方財政悪化が要因である。一方、2021年度はコロナ禍における国税と地方税の減収を厳しく見積もったことによるもので、結果的には収収への影響は限定的

注5 地財計画の一般財源総額の水準を複数年度にわたり安定的に確保する運用ルールで、骨太方針2021では「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要なとなる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下記しないよう実質的に確保する」と明記されている。

注6 法律に定められた交付税加算等を講じてもおも財源不足が解消しない場合に、総務大臣と財務大臣の覚書に基づき、国と地方で折半して財源対策を講じること。国は一般会計からの追加的な交付税加算として「臨時財政対策債」を行い、地方は「臨時財政対策債」の新規発行によりまかなう。

図表2 こども子育て費の概要



◆計画人員の増員
給与関係経費は一般職員、義務教育・高等教育教職員、警察官、消防職員などの計画人員を見積もり、これに給与単価を乗じて積算される。計画人員は233万1,860人と前年度比で1万4,473人増加した。全体に共通するのは地方公務員の定年引き上げによる増員が寄与しており、個別に見ると義務教育教職員では教科担任制や小中学校の35人学級への段階的移行にともなう増員、消防防災行政の強化による増員、一般職員のうち児童福祉司等の拡充、その他職員の増員など、一般的に職員の充実が図られた。現場では相変わらず人員や給与の削減が見られるが、財源保障上は人への投資が重視されていることに留意すべきである。

◆こども・子育て政策強化にともなう地方単独事業の増額(ハード・ソフト)
昨年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」では、2024年度から3年間を「加速化プラン」と位置付け、総額3.6兆円を見込み、児童手当の拡充(高校生年代までの

が大幅に増加している。国庫支出金は義務教育教職員の処遇改善やこども・子育て施策の充実による児童手当の所得制限の廃止および給付対象の拡大にともなう大きく伸びた。地方債については既述のとおり、地財対策における臨財債発行額の縮小により減少している。

◆給与改定、会計年度任用職員の処遇改善の反映
2023年人事委員会勧告等を踏まえ、給与改定分として約3,300億円が計上され、このうち600億円は会計年度任用職員が含まれる。また、昨年4月の地方自治法改正による会計年度任用職員の勤勉手当の支給についても1、

支給と所得制限の撤廃、第3子以降の増額)、多子世帯の高等教育費の負担軽減、「こども誰でも通園制度(仮称)」の導入などが盛り込まれた。これらにともなう補助事業の地方負担分として一般行政経費を中心に約2,250億円が計上された。

◆普通交付税における「こども子育て費(仮称)」の創設
こども・子育て施策の強化にあわせて、需要額に「こども子育て費」が創設された。これは地方交付税法の本則に規定さ

また、地方の実情に応じた独自施策の展開に配慮し、一般行政経費の単独事業に1,000億円、投資的経費の単独事業に500億円(こども・子育て支援事業費)をそれぞれ計上した。とりわけ一般行政経費の単独事業は長年抑制されてきたことから、今回の増額は地方の独自施策を展開する財源保障として注目される。

所管する総務省では、人口等で算定されていた需要を18歳以下人口で算定することから、若年層人口が少ない地方圏の算定結果に影響が出ることを想定し、若年層人口が少ない自治体の取組を踏まえた

算定の対象となる経費は既述の単独事業を含む「こども未来戦略」等に基づく財政需要に加え、既存の需要項目のうち、社会福祉費、(保健)衛生費、その他の教育費、包括算定経費から、こども・子育て政策関連の部分を移行させる。

図表2はこども子育て費の概要である。需要額の規模や算定の詳細は明らかになっていないが、道府県分と市町村分に創設され、測定単位として18歳以下人口を採用する。この測定単位は地方交付税制度創設以来初めてである。

3 収支の特徴
本稿末の図表3(収支の概要)を参照しながら歳入と歳出の主な特徴を解説しよう。

(1) 歳入
歳入では地方税が定額減税にともなう個人住民税の減収により前年度を下回ったが、法人関係税が前年度を上回ったことにより、税収全体では小幅な減少にとどまった。

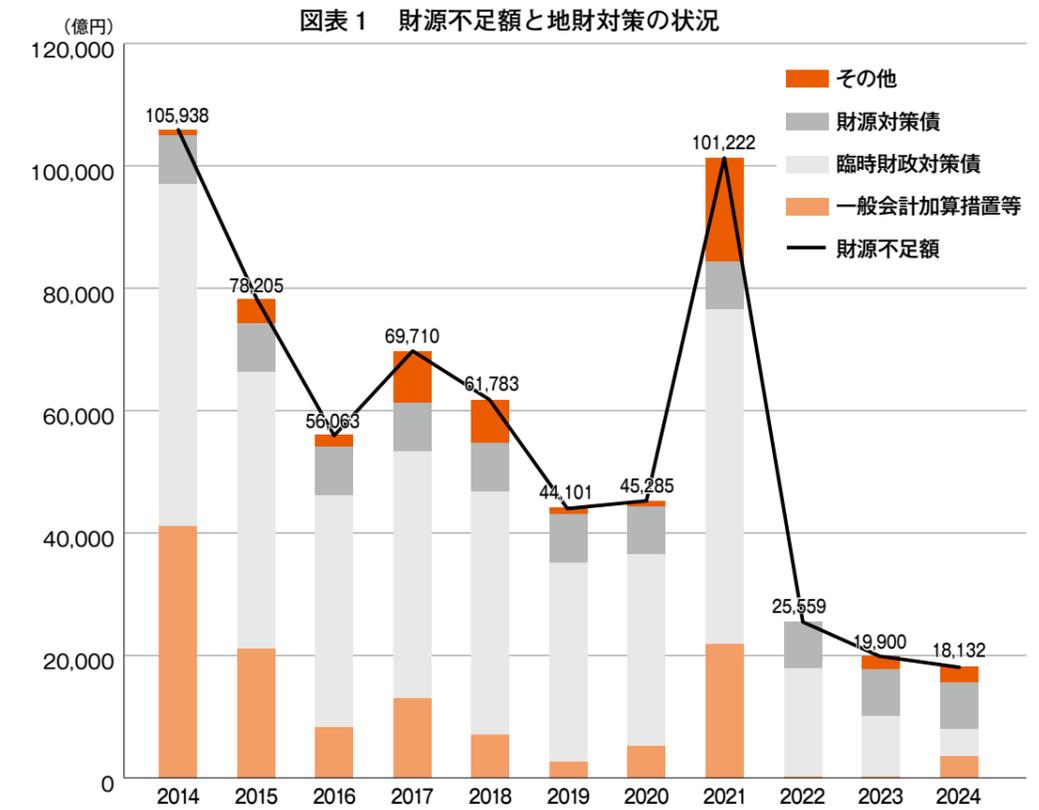
個人住民税の定額減税の減収分9,234億円は、地方特例交付金(定額減税減収補填特例交付金(仮称))で全額補てんすることとなった。そのため表中では地方特例交付金等

が大幅に増加している。このうち600億円は会計年度任用職員が含まれる。また、昨年4月の地方自治法改正による会計年度任用職員の勤勉手当の支給についても1、

810億円が計上されている。これらの処遇改善のうち会計年度任用職員は一般行政経費、その他は主に給与関係経費に

反映されたが、公立病院等の職員については公営企業繰出金にも加算されている。

図表1 財源不足額と地財対策の状況



図表3 地財計画収支の概要
通常収支分

区分		6年度 A	5年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税	42.7	42.9	▲0.1	▲0.3
	地方譲与税	2.7	2.6	0.1	5.0
	地方特例交付金等	1.1	0.2	0.9	421.9
	地方交付税	18.7	18.4	0.3	1.7
	国庫支出金	15.8	15.0	0.8	5.3
	地方債	6.3	6.8	▲0.5	▲7.4
	うち臨時財政対策債	0.5	1.0	▲0.5	▲54.3
	うち臨時財政対策債以外	5.9	5.8	0.0	0.6
	その他	6.3	6.2	0.1	1.8
	計	93.6	92.0	1.6	1.7
歳入	一般財源	65.7	65.1	0.6	1.0
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	62.7	62.2	0.6	0.9
歳出	給与関係経費	20.2	19.9	0.3	1.6
	退職手当以外	19.2	18.8	0.4	2.0
	退職手当	1.1	1.1	▲0.1	▲4.7
	一般行政経費	43.7	42.1	1.6	3.8
	補助	25.1	24.0	1.2	4.9
	単独	15.4	15.0	0.4	2.8
	デジタル田園都市国家構想事業費	1.3	1.3	0.0	0.0
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	10.9	11.3	▲0.4	▲3.2
	維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.4
	うち緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.1
	直轄・補助	5.6	5.7	▲0.0	▲0.5
	単独	6.4	6.3	0.1	0.7
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	うち子ども・子育て支援事業費(仮称)	0.05	-	0.05	皆増
	公営企業繰出金	2.3	2.4	▲0.1	▲3.2
	水準超経費	3.0	2.9	0.1	3.1
計	93.6	92.0	1.6	1.7	

※精査中のものであり、今後、異動する場合がある。(資料)総務省「令和6年度地方財政計画の概要」より抜粋
※表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

ある。交付税算定における「子ども子育て費」(18歳以下人口)の創設は、若年層人口の減少局面ではあまり将来性のない算定のようにみえるが、補正を

通じて人口減が著しい地方圏における財政需要をとらえようとしており、むしろ人口減少社会の新たな交付税算定の方向づけとなる可能性も期待される。近年、森林の維持管理や

(これ以下での減額はない)が、新年度は交付率の上昇を踏まえて何らかの基準の見直しを図られる可能性がある。

【参考資料】
・拙著「2024年度地方財政計画と地方財政」『月刊自治研』2024年2月号
・拙著「2024年度地方財政計画について」『自治総研』2024年3月号

定経費の単位費用に算入され、委託料は各項目の単位費用の基礎に含まれる「委託料」を引き上げる見直しである。このほか一般行政経費以外に計上される物価上昇対策として、庁舎移転事業および公立病院の新設・建替等事業にもなう地方債の建設事業単価を引き上げる。

◆デジタル田園都市国家構想事業費
岸田内閣の田園都市国家構想を受けて2023年度より、一般行政経費単独事業の特別枠としてデジタル田園都市国家構想事業費1兆2,500億円が計上されており、新年度も同額となっている。このうち500億円は2023年度から2カ年にわたり「マイナビ活用特別分」として加算されているもので、昨年の交付税算定ではマイナビ交付率上位3分の1を超える自治体について割増しが適用された

公共交通の確保など人口減少にともなう自治体の新たな役割が求められており、交付税算定でも人口減少社会がもたらす財政需要を積極的にとらえていく必要があるだろう。

政経費の単独事業をさらに伸ばしていく試金石ということができる。地財計画では、2025年度以降の一般財源総額確保に関する国の方針が、今後の注目点である。一般財源総額実質同水準ルールは2011年度以降、骨太方針に従い3年ごとに更新されてきたが、少子化対策をはじめとする社会保障の拡充や物価高騰の継続などを踏まえると、「同水準ルール」という財源保障のあり方自体について再検討すべきではないだろうか。その場合、総務省の毎年度の概算要求において事項要求にとどまっている交付税法定率の引上げを視野に入れた議論が必要だろう。

◆物価高騰対策
2023年度から、原油価格の高騰にともなう自治体の経費負担増について700億円を一般行政経費の単独事業に計上しており2024年度も継続される。

昨年度は学校や福祉施設等の自治体施設の光熱費高騰に関するものであったが、新年度は人件費の上昇にともなうごみ収集などの委託料の増加を追加している。なお、交付税算定では光熱費対応は包括算

課題が残る。いずれにしても地域に応じた自治体の少子化対策が、より一層重要性を帯びてくることが予想され、今回の一般行政経費の単独事業の上乗せは、地財計画において一般行

また、地財計画は年々財源不足が縮小傾向にあるが、交付税特別会計の借入や地方債の元利償還金などでは金利上昇の兆しが現れており、今後その影響を注視する必要がある。

財政需要を補正係数で割増す予定である。いずれにしても各自治体では7月頃に実際の算定が行われるため、その結果に注目し、算定結果に課題があれば、地方交付税法第17条の4に基づく、交付税の額の算定方法に関する意見の申出権や地方自治法第99条に基づく地方議会の意見書提出権などを行使し、適切な算定へ導く必要がある。

新年度政府予算案と地財計画を中心に概要と特徴をみてきた。両者を通じて子ども・子育て施策の充実が盛り込まれたことは、人口減少社会における政策の大きな動きとして注目される。ただし、その柱となる児童手当の拡充のような現金給付は、少子化対策としては必ずしも有効ではなく、むしろ施設サービスの充実や働きやすさなどの環境整備が有効であるという研究(山口慎太郎東大教授など)があり

新年度政府予算案と地財計画を中心に概要と特徴をみてきた。両者を通じて子ども・子育て施策の充実が盛り込まれたことは、人口減少社会における政策の大きな動きとして注目される。ただし、その柱となる児童手当の拡充のような現金給付は、少子化対策としては必ずしも有効ではなく、むしろ施設サービスの充実や働きやすさなどの環境整備が有効であるという研究(山口慎太郎東大教授など)があり

また、地財計画は年々財源不足が縮小傾向にあるが、交付税特別会計の借入や地方債の元利償還金などでは金利上昇の兆しが現れており、今後その影響を注視する必要がある。

結び

新年度政府予算案と地財計画を中心に概要と特徴をみてきた。両者を通じて子ども・子育て施策の充実が盛り込まれたことは、人口減少社会における政策の大きな動きとして注目される。ただし、その柱となる児童手当の拡充のような現金給付は、少子化対策としては必ずしも有効ではなく、むしろ施設サービスの充実や働きやすさなどの環境整備が有効であるという研究(山口慎太郎東大教授など)があり

TASU(高岡まちなかスタートアップ支援施設)について

高岡市商業雇用課

1 はじめに

近年、国、地方自治体、民間企業などによるスタートアップ支援が盛んに行われていきます。「スタートアップ」とは、厳密な定義はありませんが「新しいビジネスを生み、短期間で急成長する企業」の意味合いを持つ言葉です。

国では2022年を「スタートアップ創出元年」と位置付け、スタートアップ育成5か年計画を策定し、研修やセミナーを通じた起業家の育成や補助金制度の創設、税制改正等、

様々な施策を進めています。

この計画の中で、第一の柱として、「スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築」を掲げ、実際に起業を行うおうとする方が有する技術や知識を、効果的にビジネスへとつなげられるようなサポートを行う枠組みを充実させる点が挙げられています。

高岡市においても、このようなサポート機能を有する施設であるTASU(高岡まちなかスタートアップ支援施設)を、2023年3月25日、御旅屋セリオ4階に開設しました。

2 高岡市の状況

高岡市は加賀藩政時代を起源とする高岡銅器、高岡漆器といった伝統産業をはじめ、アルミ、化学工業、パルプ、金属等の製造業が特に盛んな市です。市としても、「ものづくりのまち」として、製造業に関連する業種をバックアップするため、各種支援制度や企業誘致を推し進めてきました。

一方で製造業の分野での起業はハードルが高く、製造業に限らず様々な分野の起業を支援する仕組みづくりが求められ

てきました。

具体的な事業として、起業・創業を希望する方に対しては、事業計画、資金調達、自立までをワンストップで支援する「たかおか創業サポート室」を官民連携で設置し、相談対応を行ってきました。

また、賃貸型の事務所である、SOHO事業者支援オフィスを中心市街地に整備し、特に起業・創業者には低廉な価格で貸し出すことで、初期投資を抑えた開業を可能にしています。

3 TASU設立の経緯

このような支援は、事業内容や事業計画が具体的に決まっている起業・創業者が主なターゲットであり、創業前の「何かやりたいことは漠然とある

が、どのように事業化していけばよいか分からない」人が気軽に相談できる環境が求められていました。

市としても、新規創業や事業継承案件の掘り起こしを行うとともに、市民の挑戦をしつかりと支えていくため、学生、社会人、主婦、定年を迎えた方など様々な層が相談できる環境を構築し、起業の裾野を広げたいという思いもありました。

折しも本市では、地域課題の解決や地域活性化に資するプロジェクトを応援する、「クラウドファンディングたかおか事業」が2021年度から実施されており、資金面だけでなく、新たな相談拠点を設けることで、起業までの実務面においてもバックアップが可能になります。

また、もう一つの市の課題として、中心市街地の活性化があります。中心市街地の公示

地価や歩行者・自転車通行量は、中心市街地の核となる商業施設・御旅屋セリオからの百貨店撤退や、コロナ禍による外出機会の減少などが影響し、減少傾向が続いています。

この百貨店が撤退した施設の中にTASUを整備することで、相談にえられる方やTASUで開催するイベントへの参加者による直接的な賑わい創出を期待するとともに、まちなかという立地を生かし、起業・創業のフィールドとしてまちなかの空き店舗での開業に繋げる目的があります。

4 TASUの特徴

TASUの機能は大きく分けて二つあります。

一つ目は起業・創業相談機能です。TASUにはコーディネートスタッフが常駐しており、無料相談が可能です。土日祝日及び夜間も営業し、空きがあれば予約も必要ないため、

買い物途中や仕事の帰りに立ち寄ることもできます。

二つ目はセミナーの開催です。TASUでは起業・創業に関するセミナーをジャンル問わず、幅広く行っています。先輩起業家による講演を始め、税務会計や知的財産に関するセミナー、他の支援機関・金融機関と連携したセミナーなど、各段階に応じたセミナーを実施しています。起業を目指す方はもとより、現在働いている方、新たなビジネス展開を考えている方にとっても有意義なセミナーとなっています。

その他のTASUの大きな特徴として、ワーキングスペースやカフェとして利用できる「シェアラウンジ御旅屋セリオ店」が併設されている点があります。こちらは民間事業者によって運営されている有料スペースで、フリードリンク・スナックのほか、雑誌や漫画、電源やWi-Fiも完備していま





月第3日曜日(冬季除く)、御旅屋セリオや御旅屋通りを会場に実施している「御旅屋人マーケット」では、起業希望者が起業前のテストマーケティングの場として出店できます。また、まちなかの空き家・空き店舗調査を実施し、入居できる店舗の条件や間取りなどをホームページで公開しています。

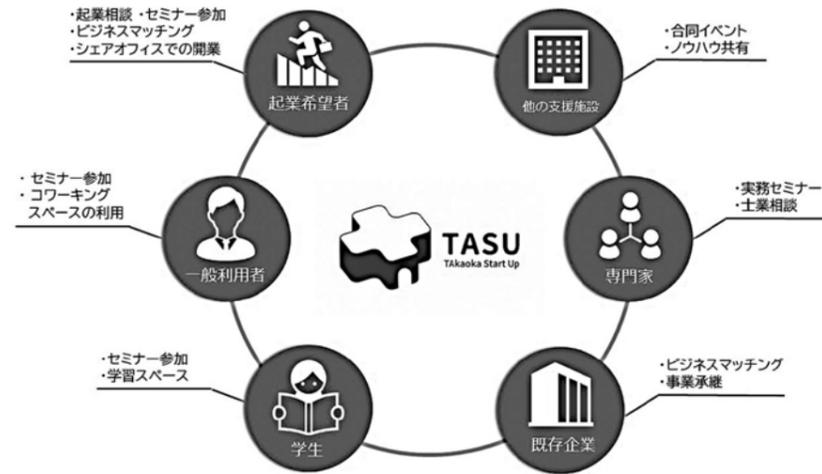
7 今後の展開

TASUでは今後、二つの事業に力を入れていきます。

一つ目は学生向けの起業・創業イベントの開催です。富山県から若者が流出する理由の一つに「希望する仕事・就職先が無い」という声があります。

TASUにはスタディスペースという、無料で自習ができるスペースがあり、毎日多くの学生

TASUの特徴



これら三つの事業を連携させ、まちなかにおける、起業相談↓テストマーケティング↓開業の流れを促進させ、中心市街地の活性化を行っていきます。

これらの要素を組み合わせると、TASUではこの場所を訪れた方々のコミュニティ作り積極的に取り組んでいます。例えば通常であればセミナーを聴講するだけで帰ってしまうところ、セミナーと合わせてシェアラウンジでの交流会を設定することで、モチベーションが高まった状態のまま参加者どうしが交流することができます。参加者どうしが交流することで新たなビジネスが生まれたり、起業の一步を踏み出すきっかけになったりすると同時に、TASUの起業・創業相談機能も活用することで、事業の具体化もスムーズに行うことができます。

5 事業の進捗

2024年1月末時点で、相談者数は延べ504人、セミナー開催数は142回及びその受講者数は延べ2,264人、起業・創業件数は12件となっております。市内外から多くの利用をいただいております。実際にTASUの相談者から、新たにまちなかで開業した例もあり、まちなかの活性化に寄与しています。

また、TASUでは参加企業が自らの商品アイデアを発表し、参加者からの意見を元に商品をブラッシュアップする「商品アイデア発表会」を定期的に開催しています。この発表会で出されたご意見を取り入れた新商品が楽天市場等で販売開始されるなど、参加者どうしの交流が新たなビジネスに繋がっています。

その他、商工会議所や、他の起業・創業支援施設、金融



シェアラウンジ

6 中心市街地活性化事業との連携

TASUは、まちなかの起業・創業施設であるメリットを生かし、他の中心市街地活性化事業との連携も図っています。毎

◆TASU基本情報

- 所在地 / 富山県高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ4階
- 営業日時 / (サポートエリア) 平日13:00~21:00 土日祝日10:00~18:00 (シェアラウンジ) 全日10:00~21:00
- 定休日 / 毎週水曜日(祝日の場合は翌日)

TASU位置図



戦後農政の転換と富山県農業・農村のゆくえ（4）

最終回



公益社団法人
富山県地方自治研究センター
理事長
富山大学名誉教授
酒井 富夫さん

前回（3）では、持続性に関して国も県も地域政策と環境政策を重視しつつあると指摘したが、今回（4）はそのうち地域政策（いわゆる農村政策）について焦点をあてる。といっても集落下水道等の生活インフラに関してはなく、農村の活性化を可能にするソフト部門（組織づくり）に注目したい。なかでも今後特に注目されるのは、農地の粗放的利用を認め「最適土地利用対策事業」と集落機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）設立支援である。県内ですでに取り組んでいる事例を紹介するが、前者については本誌（文献「1」p15）で立山町の事業がすでに紹介されているのでそ

ちらをぜひ参照したい。後者の農村RMOについては、富山県農業・農村振興計画では（文献「2」p73）で若干触れている程度であるが、今後はさらに強く要請される事業だと考えられる。以下、RMOの考え方を整理し、県内で実質的RMOの内実を有すると思われる事例を紹介する。

地域運営組織とは — 一般RMOと農村RMO —

一般RMOは、全国で7、207団体（2022年）が設立されており、年々増加傾向にある。一般RMOは、農村部も含まれるが、むしろ都市部で広範に設立されてきている。富山県でも、地域運営組織の設立

を「住民主体の地域づくり」として、重点施策の一つにあげている（文献「3」p46）。富山県内には110団体（2022年）が存在しているが、それほど設立が多いとはいえない。

地域運営組織（RMO＝Region Management Organization）は総務省が中心になって推進してきた組織であるが、その総務省によれば、「地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となつて形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」としている。つまり、地域

の困りごと（地域課題）に対し、地域住民が主体となつて解決していく組織である。

設立母体は、自治会・町内会の連合組織が多く、活動範囲としては小学校区（明治合併村）単位のものが多い。また、その機能は、図1のように整理されている。

地域運営組織の機能としては、地域課題に対し地域で協議し合意形成する「協議機能」とその解決に向けて実践する「実行機能」がある。それらを同一の組織が合わせ持つものを「一体型」と呼び、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているものを「分離型」と称しており、地域の実情

に応じて多様な形態を想定している。実行機能を担う企業形態も多様なものであってよい。

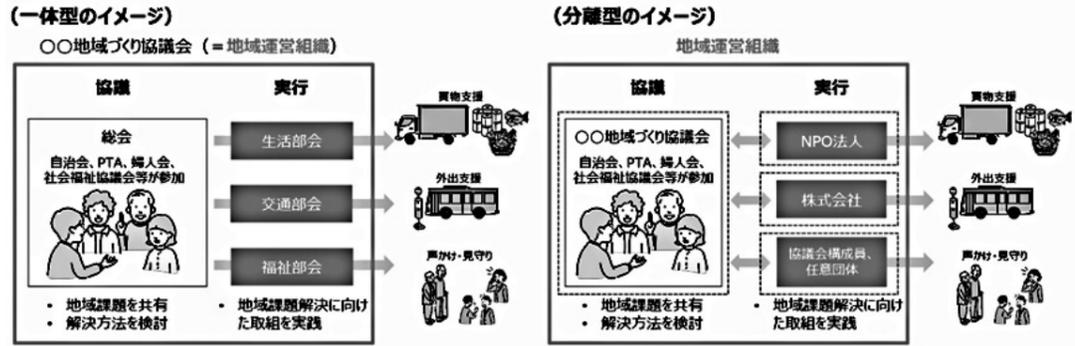
地域課題に応じた活動内容も多様で、2022年度の活動で最も多いのが、コミュニティづくり（祭り等のイベント、交流事業、健康づくり、広報誌発行等）であり、清掃や防災関係もほとんどの団体で取り組んでいる。これらは本来自治会・町内会の活動事業であるといえるが、これらに加えて20%以下であるが地域によって子育て支援、買い物支援、交通支援、地域資源管理支援など多様な活動がみられる（文献「4」参照）。

一般RMOに、農業や農地保全等、農に関わる活動が組み込まれた団体だといえる。

いる事例である。その経緯は、おおよそ次のとおりである。

2010年頃、市議員選挙を契機に、女性グループの萌芽が形成。2013年女性グループが「雄神楽天塾」を結成。2015年頃、地方創生事業の助成を契機に、自治振興会で「モアハピネスおがみプラン」を策定。3つのプロジェクトを進めることになり（他はハード事業を採用するところが多かったが、当地区ではソフト事業を採用）、「地域コミュニティの核として、人々が集い、交流できるにぎわいの場」として、「コミュニティ・カフェ」を運営することになる。この事業は、地区の自主団体＝雄神楽天塾への委託事業とした。2017年カフェをオープン。2018年直売所をオープン。

図1 地域運営組織の機能（一体型と分離型）



資料：総務省 https://www.mext.go.jp/content/20210623-mxt_chisui02-000016237_6.pdf (2022年4月)

他方、農村型地域運営組織（農村RMO）は、一般RMOの形態として、農林水産省が設立を推進している事業である。農林水産省によれば、「農村型地域運営組織（農村RMO）とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと」とされている。要は、

富山県の担当部署は、一般RMOは地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課であるが、この農村RMOは農林水産部農村振興課となっている。

県内の農村RMOの事例は、営農組合も重要な構成員となつた直売所を起点に、多様な地域活動を展開している「北蟹田地域活性化協議会・村の駅きたかんだの郷」（小矢部市北蟹田）が典型的な事例といえる（文献「3」p81参照）。

地区内に農事組合法人末友営農組合があるが、その集落営農がコミュニティビジネス化した事例である。

県内RMOの事例 — 雄神地区（砺波市庄川）・地域運営組織と「コミュニティビジネス」 —

本事例は、地区内の女性グループが核になり、活発にコミュニティビジネスを展開して

小矢部市・地域おこし協力隊制度を活用した「農業担い手」育成の取り組み

「行政・協力隊・営農組織」トライアングルの挑戦

1 はじめに(課題の設定) ―新規就農者と多様な担い手―

農業統計上の「農業就業人口」とは、農業のみか従事日数からみて農業の方が多い従事者をいい、そのうち、普段、仕事として主に自営農業に従事している者を「基幹的農業従事者」といいます(普段、家事や学生の場合等は除く)。この基幹的農業従事者は、いわばプロ的な農業者です。その人数は2020年では136万人ですが、2050年には36万

人と100万人減少すると見込まれています(2024年1月J.A.全中推計)。こうした中、農業専従的なプロ農業者だけではなく、いわゆる半農半X的(多就業的)な農業者もどんどん増やしていく必要に迫られています。それは、集落営農の次世代の担い手についても同様であり、特に富山県農業は、農地の4割が集落営農に依存しており、その高齢化は非常に深刻な段階です。

国の構造政策における担い手は、一貫して農業専従者のなプロ農業者を育成する方向で

2 行政の目的はどこへ

この小矢部市の取り組みは、

進んできました。今回の農業基本法の見直しでも、多様な担い手は、地域資源管理の担い手としては認めています。農業の担い手としては認めていません。この課題は、農業政策の根本の見直しをも問うものであり、今回取り上げる小矢部市の地域おこし協力隊制度を活用した「農業担い手」育成の取り組みの事例は、その先発モデルとして大いに注目されます。

農村の現状を踏まえた上で「農林課」と「定住支援課」が連携したものです。

地域おこし協力隊は国の制度で、都市から地方への移住を促し、地域の活性化を図ることを目的としています。これまでに小矢部市は延べで15名の隊員を受け入れてきましたが、期間終了後の定住率は3分の1程度とのことです。取り組みとしては観光や地域資源の活用、イベントの企画などが主でしたが、今回は農村に目を向けたのです。協力隊として農業に取り組むK・Mさんに

担当者は「彼が協力隊の定住にむけてキーパーソンになって

くれれば」と熱い視線を送っています。少子高齢化の波はとりわけ山村部で高くなっています。農業部門で新しい視点から担い手育成を図ろうと市は挑戦しています。

3 地域おこし協力隊員 K・Mさんの挑戦

地域おこし協力隊員のK・Mさん(45歳)は、横浜生まれで美大(建築デザイン)卒という異色の経歴の持ち主ですが、小矢部市の内山集落で農業に取り組んでいます。農業に関心をもち始めたのは自然栽培野菜料理に取り組んでいる奥さんの影響と思われ、農業に取り組み移住先としては、小矢部市だから来たのではなく、山梨や長野を考えていました。あちこち旅をした結果、内山集落をすごく気に入ったそうです。内山は過疎化が進む山間地で斜面に圃場が段々と連なっており、「里山で

の農業の楽しさは植物との距離感にある」と語っています。農業に取り組むにあたっての準備も周到で、準備過程で様々な人たちがグループとネットワークを築いてきました。「慣行栽培・自然栽培両方とも学んできた」、「ネットワークは強み。もっと広げたい」と今後を見据えています。

4 (有)八講ファームのサポーター

K・Mさんを農業技術や経営面でサポートするのが(有)八講ファームです。この組織の前身は1989年に発足した営農組合で、35年の歴史を持っています。社員8名で地域の圃場40ha余りを請け負う中核組織ですが、構成員が高齢化しており、担い手の育成が喫緊の課題となっていました。近年の米価の低迷により、さらに担い手を確保しにくくなっており、少ない人員で農作業に

取り組みざるを得なくなっていました。そこへ地域で定住して農業に取り組みたい思いを持ったK・Mさんが現れ、大きな変化が起きました。八講ファーム・行政・K・Mさんが一体となって年間を通した農作業スケジュール(耕作放棄田の復田や自然栽培も含む)を作成したのです。ということ、K・Mさんは、集落営農から収入を得る傍ら、自営業としての自然栽培からも収入を得るという形での「半農半X」なのです。都会に若者を吸い取られた農村は、残った高齢者でかろうじて生業としての農業を続けており、疲弊しきっています。こうした状況への解答をなかなか見出しえない状況の中、小矢部市の取り組みは大いに期待されます。この取り組みが功を奏することによって小さな灯があちこちで点灯することを願うばかりです。

